

防整施第6041号  
31.3.28  
改正 防整施第4807号  
令和2年3月26日  
改正 防整施第20425号  
令和2年12月23日  
改正 防整施第14942号  
令和6年6月26日

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

建設工事請負契約における総合評価落札方式に係る段階的選抜方式の  
試行について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成31年7月1日以降に入札公告を行う建設工事から、当面の間、試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事請負契約における総合評価落札方式に係る段階的選抜方式の試行について（防整施第4677号。29.3.30）は、平成31年6月30日限りで廃止する。

添付書類：別紙、別図第1及び別図第2、別表第1～別表第5、別紙様式第1及び別紙様式第2

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 総合評価落札方式に係る段階的選抜方式の適用に関する実施要領

## 1 目的

工種・地域等により、競争参加者が多数となる入札があり、受発注者の事務手続量が大きくなっているところ、発注者には技術提案（総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（防整施第6033号。31.3.28。以下「事務処理要領」という。）別添2第1章第2項第4号ウに規定する企業による技術提案をいう。以下同じ。）の審査・評価に係る事務量の軽減、競争参加者には技術提案作成に係る負担を軽減することを目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第16条に規定する段階的選抜方式（以下「本方式」という。）を適用することとする。

## 2 対象工事

事務処理要領に規定する、技術提案評価型を採用する工事で、競争参加資格の緩和を取りやめてもなお、競争参加者が特に多くなると見込まれる工事を対象とする。

## 3 本方式の実施

本方式の実施に当たって、本要領において定めるもののほか、工事に関する入札に係る総合評価落札方式について（施本第758号(CCP)。12.4.14）、事務処理要領及び建設工事請負契約に係る施工体制確認型総合評価落札方式について（防整施第6035号。31.3.28）により実施するものとする。

## 4 入札公告及び入札説明書

本方式の実施に必要な入札公告及び入札説明書の記載例については、付紙によるものとする。

## 5 手続に要する日数

別図1及び別図2に示す日数を参考とするものとする。

## 6 競争参加資格

事務処理要領別添2第2章第2第3項第8号に規定する工事全般の施工計画は求めないこととする。

## 7 技術的能力の審査（資格要件の審査）

競争参加資格審査結果は、事務処理要領の別表第4に記録するものとする。

## 8 一次審査

- (1) 一次審査の評価項目は、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力の評価とする。
- (2) 契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、別表第1又は別表第3の基準に基づき審査を行い、競争参加者が20者以下の場合には上位15者、競争参加者が21者から29者までの場合には上位 $\alpha$ 者（ $\alpha$ は、 $(10 + (\text{競争参加者} - 10) \div 2)$ （小数点以下切上げ）により算出する。）、競争参加者が30者以上の場合には20者を二次審査の対象として選抜する。ただし、競争参加者が15者未満の場合には全ての者を選抜し、選抜者の上限となる順位の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。

なお、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、建設工事発注の公正を確保する措置について（防整施（事）第145号。28.3.31）の別紙第1項に規定する競争参加資格・指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）において同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

- (3) 評価結果の整理については、技術提案評価型（基準額以上）を採用する場合は別表第1を入札参加者ごとに作成し得点を集計し、別表第2により整理する。また、技術提案評価型（基準額未満）を採用する場合は別表第3を入札参加者ごとに作成し得点を集計し、別表第4により整理する。
  - (4) 契約担当官等は、一次審査の評価項目及び評価基準の決定、一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した者の審査並びに一次審査における選抜者の決定に当たっては、審査委員会の審議を経るものとする。
  - (5) 一次審査の結果については、競争参加資格の有無とともに、別紙様式第1により、競争参加者に通知する。また、一次審査の選抜者には、技術提案書の提出を依頼する。
  - (6) 一次審査において算出された得点は、技術提案評価型（基準額以上）を採用する場合は一次審査限りとし、技術提案評価型（基準額未満）を採用する場合は、二次審査へ持ち越すこととする。
  - (7) 一次審査の結果は、事務処理要領別添2第4章第3項に基づく落札者決定後の公表とともに、別表第5により公表する。
- 9 非選抜理由の説明
- (1) 契約担当官等は、申請書を提出した者のうち、一次審査の結果、非選抜者に対して、選抜しなかった旨を別紙様式第1により通知するものとする。
  - (2) 前号の通知を受けた者は、通知された日の翌日から起算して7日（安全保障に係る建設工事等の一般競争入札等の実施について（防整施第9671号。30.6.15）に定める安全保障上重大な利益の保護のために必要と認める措置に該当する工事（以下「安全保障工事」という。）は5日）（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して非選抜理由についての説明を求められることができるものとする。
  - (3) 契約担当官等は、非選抜理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日（安全保障工事の場合は5日）以内に、書面により回答するものとする。
  - (4) 前各号に掲げる事項については、入札説明書において明らかにするとともに、第2号に掲げる事項については、第1号の通知において明らかにするものとする。
  - (5) 契約担当官等は、第3号の回答内容を審査委員会に報告するものとする。
- 10 二次審査
- (1) 二次審査では技術提案評価型（基準額以上）を採用する場合は事務処理要領の別表第1のとおり、技術提案評価型（基準額未満）を採用する場合は事務処理要領の別表第2のとおり審査・評価を行う。なお、技術提案評価型（基準額未満）を採用する場合は、既に一次審査で評価した項目について、その得点を評価点と

して事務処理要領の別表第2へ記載すること。

- (2) 工事全般の施工計画は事務処理要領の別表第3により適正であることを判定する。
  - (3) 技術提案における評価基準は、あらかじめ個別工事ごとに事務処理要領の別表第5により作成し、工事全般の施工計画の評価基準は、事務処理要領の別表第8により作成する。
  - (4) 技術提案の評価に係る採点は、あらかじめ個別工事ごとに作成する事務処理要領の別表第5により行うものとし、工事全般の施工計画の評価は事務処理要領の別表第8により行うものとする。
  - (5) 技術提案の評価結果については、事務処理要領の別表第6及び別表第7を、工事全般の施工計画の評価結果については、事務処理要領の別表第9及び別表第10を作成し、評価点の集計及び評価理由を整理する。
  - (6) 前号の評価結果は、技術提案評価型（基準額以上）を採用する場合は事務処理要領の別表第1に、技術提案評価型（基準額未満）を採用する場合は事務処理要領の別表第2に入札参加者ごとに作成し、評価点を集計する。
  - (7) 入札参加者ごとに集計した評価点は、技術提案評価型（基準額以上）を採用する場合は事務処理要領の別表第11に、技術提案評価型（基準額未満）を採用する場合は、事務処理要領の別表第12に記録し、整理する。
  - (8) 第1号の審査・評価は、審査委員会の審議を経て、行うものとする。
  - (9) 技術提案の可否及び評価、工事全般の施工計画の適正判定結果については、別紙様式第2により通知する。
  - (10) 一次審査で選抜された者以外による技術提案については評価を行わず、可否及び評価の通知も行わない。
- 1.1 技術提案が適正と認められなかった者に対する理由の説明
- (1) 技術提案が適正と認められなかった者は、前項第10号の通知の日の翌日から起算して7日（安全保障工事の場合は5日）（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して技術提案が適正と認められなかった理由について説明を求められるものとする。
  - (2) 契約担当官等は、前号の説明を求められたときは、原則として、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日（安全保障工事の場合は5日）以内に、書面により回答するものとする。
  - (3) 前各号に掲げる事項については、入札説明書において明らかにするものとする。
  - (4) 契約担当官等は、第2号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。
- 1.2 雑則
- (1) 一次審査で選抜されていない者及び二次審査において工事全般の施工計画が適正でないと判定された者の入札は無効とする。
  - (2) 本要領の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

## 入札公告及び入札説明書の記載例

### 1 工事概要

#### 例文

(○) 本工事は、一次審査で選抜された者以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の試行工事である。

### 2 一次審査に関する事項（一次審査）

#### 例文

一次審査における評価項目は次の○から○とし、合計得点の上位者を選抜する。

なお、一次審査において算出された得点は、一次審査限りとする。（技術提案評価型（基準額以上）の場合）

なお、一次審査において算出された得点は、二次審査において算出された評価点と合算して、加算点算出に用いる。（技術提案評価型（基準額未満）の場合）

### 3 入札手続き等

#### 例文

(○) 一次審査結果の通知

本工事の一次審査に係る評価の結果は、平成○年○月○日に通知する。

【なお、一次審査結果の通知を受けた者は、契約担当官等に対して一次審査結果の理由について、次に従い説明を求めることができる。】

※入札説明書の場合は【 】内の文を記載する。

(○) 技術提案の可否及び評価、工事全般の施工計画の適正判定結果については、平成○年○月○日に通知する。

なお、一次審査で選抜された者以外による技術提案については評価を行わず、可否及び評価の通知も行わない。

### 4 その他

#### 例文

(○) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者の入札

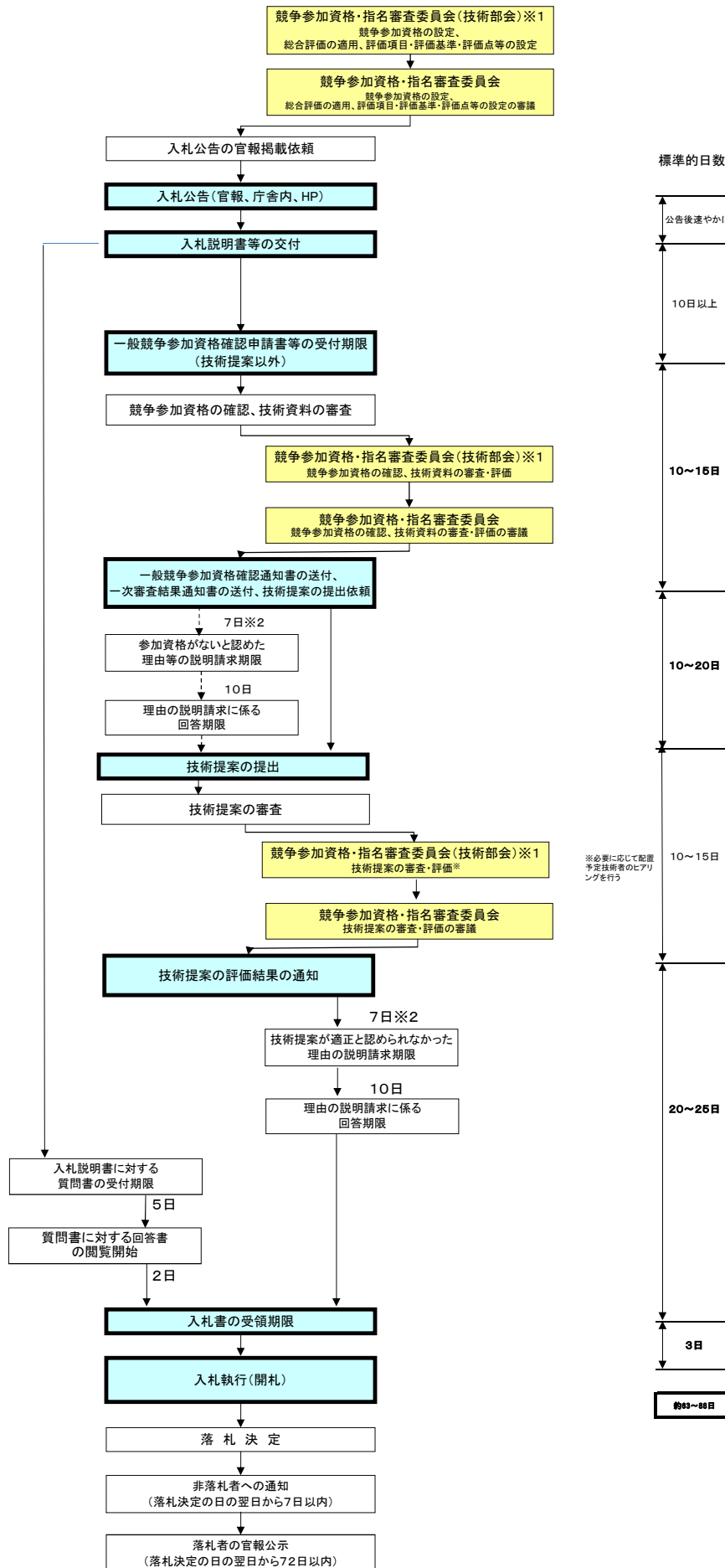
イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

エ 一次審査で選抜されていない者が行った入札

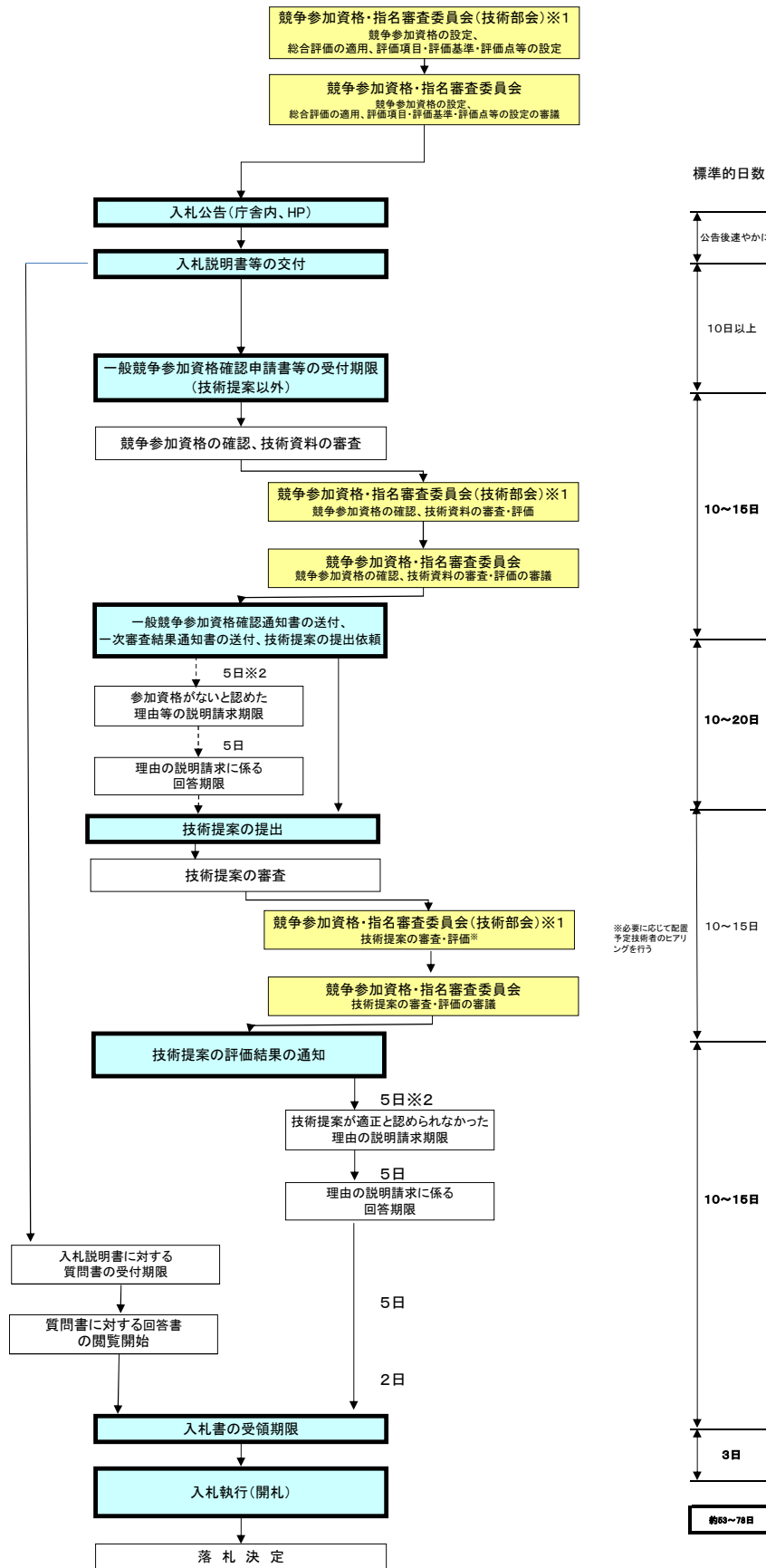
オ 工事全般の施工計画が適正でない者が行った入札

標準的な業務の流れ及び所要日数  
 [段階選抜方式] (安全保障外工事(基準額以上))



※1:技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることが出来るものとする。  
 ※2:行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

標準的な業務の流れ及び所要日数  
〔段階選抜方式〕(安全保障工事)



※1: 技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることが出来るものとする。  
 ※2: 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

## 一次審査評価表(段階的選抜方式)(技術提案評価型(基準額以上))

企業名:

(単位:点)

評価項目	評価の細目	評価基準	得点	
			配点	採点
企業の能力	同種工事の施工実績 当該年度及び前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事)	国又は特殊法人等 <sup>※1</sup> の施工実績あり	2	2
		地方公共団体又は地方公社発注の施工実績あり	1	
		その他	0	
	より同種性の高い工事の施工実績 当該年度及び前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事)	より同種性の高い工事 <sup>※2</sup> の実績あり	5	5
		同種性が認められる工事 <sup>※3</sup> の実績あり	0	
	工事成績 当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去3年間(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績)の工事成績評定点(最大3件分の各々における評価を合計) ※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の工事で、施工場所が参加要件とした地域内の実績に限る。	当該発注者が発注した工事で、80点以上	4	合計で最大10点とする。
		・当該発注者が発注した工事で、75点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上	3	
		・当該発注者が発注した工事で、70点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、75点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、80点以上	2	
		・国又は特殊法人等が発注した工事で、70点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、75点以上	1	
		その他	0	
工事成績 当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去3年間の工事成績評定点(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績)	当該発注者が発注した工事で、65点未満の実績あり		企業の施工能力の評価を0点とする。	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価	女性活躍推進法に基づく認定 <sup>※4</sup>	いずれかの認定を受けていれば1点	1	
	次世代法に基づく認定 <sup>※5</sup>			
	若者雇用促進法に基づく認定 <sup>※6</sup>			
企業の施工能力	資格	一級〇〇施工管理技士又は同等以上の資格あり	1	1
		一級〇〇施工管理技士又は同等以上の資格なし	欠格	
	同種工事の施工経験 当該年度を含む前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡し完了した工事)	同種工事の施工経験あり(役職(監理(主任)技術者又は現場代理人)経験あり)	2	2
		同種工事の施工経験あり(役職(監理(主任)技術者又は現場代理人)経験なし)	1	
	より同種性の高い工事の施工実績 当該年度及び前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡し完了した工事)	より同種性の高い工事の実績あり	5	5
		同種性が認められる工事の実績あり	0	
	監理(主任)技術者又は現場代理人の経験 当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去5年間(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡し完了した工事の工事成績)の監理(主任)技術者又は現場代理人を経験した工事成績評定点(最大3件分の各々における評価を合計) ※ 現在と異なる会社の所属でも可とする。	当該発注者が発注した工事で、80点以上	5	合計で最大10点とする。
		当該発注者が発注した工事で、75点以上	4	
		・当該発注者が発注した工事で、70点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上	3	
		・国又は特殊法人等が発注した工事で、75点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、80点以上	2	
・国又は特殊法人等が発注した工事で、70点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、75点以上		1		
その他	0			
監理(主任)技術者又は現場代理人の経験 当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去5年間(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡し完了した工事の工事成績)の監理(主任)技術者又は現場代理人を経験した工事成績評定点	当該発注者が発注した工事で、65点未満の実績あり。		配置予定技術者の能力を0点とする。	
合計評価点			36	

※1 特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第二条に定義される特殊法人等をいう。

※2 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、仮設工法、設計条件等についてさらなる同種性が認められる工事。

※3 競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事

※4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

※5 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※6 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。



## 一次審査結果整理表(段階的選抜方式)(技術提案評価型(基準額以上))

工事件名: \_\_\_\_\_

評価項目		評価の細目	得点 (配点)	A社	B社	C社	D社	E社	...
企業の 施工能力	企業の 能力	同種工事の施工実績	2点	点	点	点	点	点	点
		より同種性の高い工事の施工実績	5点	点	点	点	点	点	点
		工事成績	10点	点	点	点	点	点	点
		ワーク・ライフ・バランス	1点	点	点	点	点	点	点
	配置 予定 技術者 の 能力	資格	1点	点	点	点	点	点	点
		同種工事の施工経験	2点	点	点	点	点	点	点
		より同種性の高い工事の施工実績	5点	点	点	点	点	点	点
		監理(主任)技術者又は現場代理人の経験	10点	点	点	点	点	点	点
合計得点			36点	点	点	点	点	点	点
順位									
選抜者									

注: 入札参加者名は、アルファベットで記載し、入札参加者数に応じて、適宜列数を増減するものとする。

一次審査評価表(段階的選抜方式)(技術提案評価型(基準額未満))

企業名: \_\_\_\_\_

(単位: 点)

評価項目	評価の細目	評価基準	得点	
			配点	配点
企業の能力	<b>同種工事の施工実績</b> 当該年度及び前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事)	国又は特殊法人等 <sup>※1</sup> の施工実績あり	2	2
		地方公共団体又は地方公社発注の施工実績あり	1	
		その他	0	
	<b>より同種性の高い工事の施工実績</b> 当該年度及び前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事)	より同種性の高い工事 <sup>※2</sup> の実績あり	5	5
		同種性が認められる工事 <sup>※3</sup> の実績あり	0	
	<b>工事成績</b> 当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去3年間(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績)の工事成績評定点(最大3件分の各々における評価を合計) ※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の工事で、施工場所が参加要件とした地域内の実績に限る。	当該発注者が発注した工事で、80点以上	4	合計で最大10点とする。
		当該発注者が発注した工事で、75点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上	3	
		当該発注者が発注した工事で、70点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、75点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、80点以上	2	
		国又は特殊法人等が発注した工事で、70点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、75点以上	1	
		その他	0	
<b>工事成績</b> 当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去3年間の工事成績評定点(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績)	当該発注者が発注した工事で、65点未満の実績あり	企業の施工能力の評価を0点とする。		
<b>優秀工事等顕彰等の実績</b> 当該年度及び前年度から過去3年間の優秀工事等顕彰等の実績(平成〇年4月1日から公告日までに顕彰等を贈与された工事)を右記①から⑦のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計。 ※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしてもよい(例: 最大5件まで評価、①から⑦までの各項目で最大3件まで評価、等) ※ ②から④については、受賞した工事の工事場所が参加要件とした地域内での顕彰等に限る <sup>※4</sup> 。 ※ 当該工事に該当しない他工種での実績でも可とする。	① 大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	1件につき5	合計で最大10点とする。	
	② 地方防衛局長の感謝状の贈与(令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない)	1件につき4		
	③ 地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	1件につき4		
	④ 国、特殊法人等及び地方公共団体の優良工事表彰等の受賞実績	1件につき1		
	⑤ インフラメンテナンス大賞(防衛大臣賞)	1件につき4		
	⑥ インフラメンテナンス大賞(防衛省特別賞)	1件につき3		
	⑦ インフラメンテナンス大賞(防衛省優秀賞)	1件につき2		
	実績なし	0		
<b>難工事の工事実績</b> 当該年度及び前年度から過去3年間(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡し完了した工事)に、当該発注機関の難工事を施工した実績 ※ 当該工事に該当しない他工種での実績でも可とする。 ※ 複数の難工事実績があったとしても評価対象は1件のみとする。	実績があり、かつ工事成績が80点以上	3	3	
	実績があり、かつ工事成績が75点以上	2		
	実績があり、かつ工事成績が70点以上	1		
	実績なし又は工事成績が70点未満	0		
企業の施工能力	<b>関連分野での技術開発の実績<sup>※5</sup></b> 過去10年間の技術開発	特許権、実用新案権の取得あり、NETISへの登録あり	1	合計で最大5点とする。
		なし	0	
	<b>品質管理マネジメントシステム規格(ISO9000e)の取得状況</b>	認証を取得済み(当該工事に適用予定であること。)	1	
	<b>環境マネジメントシステム規格(ISO14000e)の取得状況</b>	認証を取得済み(当該工事に適用予定であること。)	1	
	<b>情報セキュリティマネジメントシステム規格(ISO27000e)の取得状況</b>	認証を取得済み(当該工事に適用予定であること。)	1	
	<b>若手技術者の活用</b> 監理(主任)技術者以外に35歳以下の若手技術者を配置	35歳以下の技術者を配置	1	
		資格あり(監理技術者又は主任技術者となりえる国家資格)	1	
	<b>女性技術者の配置</b> 監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者を配置	女性技術者を配置	1	
		資格あり(監理技術者又は主任技術者となりえる国家資格)	1	
	<b>ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価</b>	女性活躍推進法に基づく認定 <sup>※6</sup> 次世代法に基づく認定 <sup>※7</sup> 若者雇用促進法に基づく認定 <sup>※8</sup>	いずれかの認定を受けていれば1点	
配置等	<b>資格</b>	一級〇〇施工管理技士又は同等以上の資格あり	1	1
		一級〇〇施工管理技士又は同等以上の資格なし	欠格	
	<b>同種工事の施工経験</b> 当該年度を含む前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡し完了した工事)	同種工事の施工経験あり(役職(監理(主任)技術者又は現場代理人)経験あり)	2	2
		同種工事の施工経験あり(役職(監理(主任)技術者又は現場代理人)経験なし)	1	
	<b>より同種性の高い工事の施工実績</b> 当該年度及び前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡し完了した工事)	より同種性の高い工事 <sup>※2</sup> の実績あり	5	5
	同種性が認められる工事 <sup>※3</sup> の実績あり	0		

評価項目	評価の細目	評価基準	評価点		
			配点	採点	
■ 定技術者の能力	<b>監理(主任)技術者又は現場代理人の経験</b> 当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去5年間(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績)の監理(主任)技術者又は現場代理人を経験した工事成績評定点(最大3件分の各々における評価を合計) ※ 現在と異なる会社の所属でも可とする。	当該発注者が発注した工事で、80点以上 当該発注者が発注した工事で、75点以上 ・当該発注者が発注した工事で、70点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、75点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、80点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、70点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、75点以上 その他	5 4 3 2 1 0	合計で最大10点とする。	
	<b>監理(主任)技術者又は現場代理人の経験</b> 当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去5年間(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績)の監理(主任)技術者又は現場代理人を経験した工事成績評定点	当該発注者が発注した工事で、65点未満の実績あり。	0	配置予定技術者の能力を0点とする。	
■ 企業の施工能力	<b>優秀工事等技術者顕彰等の実績</b> 当該年度及び前年度から過去5年間の優秀工事等顕彰等の実績(平成〇年4月1日から公告日までに顕彰等を贈与された工事)を右記①から⑥のとおり評価。 ※ ②及び④から⑥は、施工場所が参加要件とした地域内の工事に係る顕彰等に限る。 ※ 当該工事に該当しない他工種での実績でも可とする。	① 大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰	1件につき7	合計で最大10点とする。	
		② 地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰	1件につき6		
		③ 大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰受賞工事に、監理(主任)技術者又は現場代理人として従事	1件につき5		
		④ 地方防衛局長の感謝状の贈与(令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない)、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰受賞工事に、監理(主任)技術者又は現場代理人として従事	1件につき5		
		⑤ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優良工事技術者表彰等受賞実績	1件につき4		
	⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優良工事表彰等受賞工事に、監理(主任)技術者又は現場代理人として従事	1件につき3			
	実績なし	0			
	<b>難工事の工事実績</b> 当該年度及び前年度から過去5年間(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡し完了した工事)に、当該発注機関の難工事に監理(主任)技術者又は現場代理人として従事した経験 ※ 当該工事に該当しない他工種での実績でも可とする。 ※ 複数の難工事実績があったとしても評価対象は1件のみとする。	実績があり、かつ工事成績が80点以上	3		3
		実績があり、かつ工事成績が75点以上	2		
		実績があり、かつ工事成績が70点以上	1		
実績なし又は工事成績が70点未満		0			
<b>継続教育(CPD)の取り組み状況</b> CPDについて当該団体の推奨単位以上または過半を取得している場合(公告日から過去1年間に発行された証明書であること)	推奨単位を取得	2	0		
	推奨単位の過半を取得	1			
	なし	0			
<b>技術者育成型の活用</b> 40歳以下の監理(主任)技術者を配置	40歳以下の監理(主任)技術者を配置	1	1		
	定期的な実務指導の実施	1			
<b>自由設定項目</b> <b>予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置**9</b> [次の3つの条件を満たす場合に評価する] ① 当該工事の作業に直接従事する作業員等であること。 ② 駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なうこと。 ③ 現場配置期間の延べ日数が30人・日以上あること。 ※ 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価する。 ※ 現場配置予定者が複数いる場合の取り扱い、現場配置期間の延べ日数の合計とし、評価基準A、B、Cが混在する場合は、30人・日となる組合せにおいて評価点の低い方で評価を行う。*10	A 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	2	合計で最大4点とする。		
	B 当該都道府県内にある駐屯地等*11において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	1			
	C 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等*12において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	0.5			
	なし	0			
	合計評価点	60~70			

■ は、より高い同種性が認められる工事を評価する場合に評価。

- \*1 特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第二条に定義される特殊法人等をいう。
- \*2 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、仮設工法、設計条件等についてさらなる同種性が認められる工事。
- \*3 競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事
- \*4 工事場所が参加要件とした地域内での顕彰等に限るとしているが、過去の受賞状況に応じて適用範囲を適切に設定すること。
- \*5 「関連分野での技術開発の実績」欄は、企業に技術提案を求める際に、当該技術提案について関連する技術開発の適用が期待される等の場合に選択する。
- \*6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。
- \*7 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- \*8 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- \*9 「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄は、自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場において実施する工事の場合に評価する。
- \*10 評価基準の異なる現場配置予定者が複数いる場合は、次の例1~例3を参考に評価を行う。  
 例1: Aが30人・日、Bが10人・日の場合は2点、例2: Aが20人・日、Bが10人・日の場合は1点、例3: Aが20人・日、Cが10人・日の場合は0.5点
- \*11 当該都道府県内にある駐屯地等は、予備自衛官等の自衛官在職時の出身区分(陸自、海自、空自)と同一区分に限る。  
 北海道の場合は、広域に亘ることから、以下の地域区分を都道府県内とみなす。  
 陸上自衛隊…地域①: 札文、稚内、名寄、遠軽、旭川、近文台、上富良野、多田、沼田、留萌  
 地域②: 美幌、標津、別海、釧路、足寄、鹿追、帯広  
 地域③: 日高、安平、早来、静内、島松、北恵庭、南恵庭、北千歳、東千歳、白老、幌別  
 地域④: 滝川、美唄、岩見沢、丘珠、苗穂、札幌、豊平、真駒内、倶知安、函館  
 海上自衛隊…地域①: 余市、函館、稚内、松前(白神含む。)  
 航空自衛隊…地域①: 稚内、網走、根室、襟裳、長沼、千歳、当別、八雲、奥尻島
- \*12 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等は、当該都道府県内に所在する同一区分(陸自、海自、空自)の駐屯地等が1つのみの場合、隣接する県内の同一区分の駐屯地等を適切に設定する。

## 一次審査結果整理表(段階的選抜方式)(技術提案評価型(基準額未満))

工事件名: \_\_\_\_\_

評価区分	評価項目	評価の細目	得点(配点)	A社	B社	C社	D社	E社	...
企業の施工能力	企業の能力	同種工事の施工実績	2点	点	点	点	点	点	点
		より同種性の高い工事の施工実績	5点	点	点	点	点	点	点
		工事成績	10点	点	点	点	点	点	点
		優秀工事等顕彰等の実績	10点	点	点	点	点	点	点
		難工事の工事实績	3点	点	点	点	点	点	点
		自由設定項目	5点	点	点	点	点	点	点
	配置予定技術者の能力	資格	1点	点	点	点	点	点	点
		同種工事の施工経験	2点	点	点	点	点	点	点
		より同種性の高い工事の施工実績	5点	点	点	点	点	点	点
		監理(主任)技術者又は現場代理人の経験	10点	点	点	点	点	点	点
		優秀工事等技術者顕彰等の実績	10点	点	点	点	点	点	点
		難工事の工事实績	3点	点	点	点	点	点	点
		自由設定項目	4点	点	点	点	点	点	点
	合計得点			60~70点	点	点	点	点	点
順位									
選抜者									

注: 入札参加者名は、アルファベットで記載し、入札参加者数に応じて、適宜列数を増減するものとする。

は、より高い同種性が認められる工事を評価する場合に評価。

## 一次審査結果(段階的選抜方式)

工事名	
-----	--

(単位:点)

業者名		(a) 企業の能力	(b) 配置予定技術 者の能力	(c) 合計得点 (a+b)	順位	選定・非選定	備 考
	配点	18	18	36			

注： 配点欄の数値は一例を示す。

一般競争参加資格確認通知書  
一次審査結果通知書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 殿会計機関名  
役職 氏名

先に申請のあった 建設工事について、貴社により提出された資料につき、  
一次審査を行った結果を下記のとおり通知します。

なお、本工事においては入札公告に記載したとおり、一次審査選抜者以外の競争参加者  
による入札は無効となることに留意してください。

【また、年 月 日までに入札説明書に定める技術提案を提出してください。】

## 記

入札公告日	年 月 日	
工事名	工事	
競争参加資格 の有無	有・無 《有(条件付き)》	
	競争参加資格 がないと認め た理由	
一次審査結果	選抜・非選抜	

なお、競争参加資格がないと通知された方及び非選抜と通知された方は、当職に対して  
競争参加資格がないと認めた理由及び非選抜理由についての説明を求めることができま  
す。

この説明を求める場合は、年 月 日までに契約担当部署へ、その旨を記載した  
書面を提出して下さい。

注：【 】は一次審査選抜者のみ記載する。

二次審査結果通知書

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

殿

会計機関名  
役職 氏名

先に申請のあった 工事に係る技術提案の可否及び評価、工事全般の施工計画の適正判定結果について、下記のとおり通知します。

記

入札公告日	年 月 日
工 事 名	工 事
技術提案に基づく入札の可否	貴社の提出した技術提案の評価について、下記を参照すること。  記  ○○○○に関する技術提案 ・△△△△について・・・1. 333点 ・□□□□について・・・2. 667点 ・●●●●について・・・0点 ・◇◇◇◇について・・・不採用 ・■ ■ ■ ■ について・・・2点
	不採用と認めた理由 ○○○○に関する技術提案 ・◇◇◇◇について▲▲▲▲のため不採用とした。
工事全般の施工計画	適正・不適正 【施工計画が適正でないことから入札は無効となります。】

なお、技術提案が不採用と通知された方は、当職に対してそれを認めた理由についての説明を求められます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに契約担当部署へ、その旨を記載した書面を提出して下さい。

注： 技術提案が不採用の場合は、当該理由を簡潔に記載する。

【 】は施工計画が不適正の場合にのみ記載する。